

(仮称) 鉢伏山風力発電事業環境影響評価方法書に対する

滋賀県知事意見

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価準備書以降の図書に適切に記載すること。

1 全般的な事項

- (1) 今後の手続を進めるに当たっては、滋賀県域の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 本事業における風力発電設備の配置、出力、基数等具体的な事業計画を明らかにした上で調査、予測および評価を行うこと。
- (3) 環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価手法の選定に影響を与える新たな事象が生じた場合には、必要に応じ、環境影響評価の項目の追加や調査、予測および評価の手法を見直すなど、適切に環境影響評価を行うこと。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討するがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 動物（鳥類）

既存の資料によると、対象事業実施区域の周辺の滋賀県域において、イヌワシの行動圏が確認されているため、イヌワシを調査、予測および評価の対象に追加すること。

また、対象事業実施による植生の変化により、対象事業実施区域にイヌワシを誘引する可能性がある。さらに、対象事業実施区域およびその周辺にイヌワシが生息していない場合であっても、分散個体（フローター）が定着する可能性や個体群密度の低下に伴い対象事業実施区域から離れた場所に生息する個体の行動圏が広がる可能性がある。

このため、イヌワシの生息状況を適切に把握するための調査を実施するとともに、餌場環境の分布状況や対象事業の実施による植生および地形の変化も十分考慮し、イヌワシへの影響を予測および評価すること。

対象事業実施区域およびその周辺は、猛禽類を含む鳥類の渡りの主要なルートとなっている可能性が高く、風力発電施設への衝突（バードストライク）による影響が懸念される。

渡り鳥の移動経路や飛翔高度は気象条件や時間帯により大きく変化するため、渡りの時期、個体数、種の同定、移動経路、高度等を適切に把握するための調査を実施の上、渡り鳥への影響を予測・評価すること。

事業実施区域の周辺一帯では、同様の風力発電事業が複数計画されていることから、これらの事業に係る情報収集に努め、希少猛禽類や渡り鳥に対する累積的な影響についてもできる限り予測および評価すること。

また、累積的な影響に限らず、希少猛禽類や渡り鳥に対する影響の予測評価に当たっては、他の事例や最新の知見に関する情報収集に努め、予測および評価への活用を検討すること。

（2）生態系

上位性の観点から選定されているクマタカは、様々な種類の中小動物を餌資源として利用しており、地域によりその構成が異なる。このため、事業実施区域およびその周辺におけるクマタカの餌資源となり得る動物の生息状況を踏まえた上で、クマタカを上位とした生態系への影響を予測および評価すること。

（3）その他

搬入路および付帯施設検討区のうち、滋賀県域と福井県域に所在する柄ノ木峠付近には、その名の由来ともなるトチノキの幼木が多数存在している可能性がある。このため、自然環境および文化的価値の保全の観点から、この付近において土地の改変を行う場合は、トチノキの幼木の存在状況を確認し、適切な措置を講ずること。

3 その他

本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。